

平成 20 年 3 月 14 日

各位

会 社 名 株式会社マツモトキヨシホールディングス
代表者名 代表取締役社長 松本 南海雄
コード番号 3 0 8 8 東 証 一 部
問合せ先 広報室長 高橋 伸治
TEL (0 4 7 - 3 4 4 - 5 1 1 0)

経営機構改革について

当社は平成 20 年 4 月 1 日付けで、取締役会の改革と執行役員制度の導入を柱とした経営機構改革を実施することを決定しましたので、お知らせします。

記

1. 組織変更の主旨

当社は平成 19 年 10 月 1 日に株式移転方式により純粋持株会社として設立され、平成 20 年 1 月 1 日に会社分割という手法を用いて、子会社及び関連会社等の支配、管理にかかる営業を株式会社マツモトキヨシから承継しました。

当社は持株会社の本来の役割である事業会社の管理機能を高めるとともに、各事業会社が経営環境の変化に即応できる意思決定の仕組みの確立と、経営執行体制そのものの強化に向けた改革を実施することにしました。

2. 取締役会の改革

現在は当社の取締役全員が子会社である株式会社マツモトキヨシの取締役を兼務しておりますが、平成 20 年 4 月 1 日から当社の取締役会から業務執行機能を執行役員に分離します。これにより、取締役会を「経営の意思決定」、「戦略創出」および「経営監視」を担う機関として位置付けを明確にします。

つきましては、当社の取締役の管掌を明確にし、さらに、平成 20 年 6 月下旬開催予定の定時株主総会の承認を条件に、現在 1 名の社外取締役を 2 名増員した 3 名体制として、より透明性のある適切な意思決定等が実践できるよう監視機能の強化を図る予定です。

3. 執行役員制度の導入

当社は執行役員制度の導入により、従来取締役が担っていた業務遂行機能を執行役員が担当することとします。執行役員は業務遂行上の責任者として、担当部門の強化・拡大と事業目標達成がミッションとなります。

これにより、迅速且つ柔軟な事業経営を機動的に実現してまいります。平成 20 年 4 月 1 日時点では、当社と、平成 19 年 11 月 1 日から事業本部制を構築し権限委譲を進め、かつ事業会社の中で最も規模の大きい株式会社マツモトキヨシの取締役を若干名は兼務することになりますが、将来的には子会社である事業会社は、当社の執行役員を中心とした遂行体制とします。

4. 運営システムの整備

経営執行体制の改革にあわせ、意思決定体制、責任と権限を整理するとともに、取締役・執行役員双方の報酬体系についても企業業績および部門業績への責任と連動した体系への進展をはかります。

以上